

議 案 第 76 号

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

柔軟な働き方による仕事と育児の両立に向けた育児短時間勤務制度を導入するため。

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項」を加える。

第12条を第21条とし、第11条を第20条とし、第10条を第19条とする。

第9条第2項中「松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）」を「勤務時間条例」に改め、同条を第18条とする。

第8条中「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）」を「次に掲げる職員」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第8条を第17条とし、第7条の次に次の9条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 松戸市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により
引き続き勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承

認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について
育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。次号において同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以

外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第14条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第15条 松戸市職員退職手当支給条例第5条の7第1項及び第6条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間については、松戸市職員退職手当支給条例第5条の7第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての松戸市職員退職手当支給条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

- 3 育児短時間勤務の期間中の職員の松戸市職員退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第16条 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成23年松戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第2項」の次に「(第3項の規定により読み替えられた場合を含む。)」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)についての前項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

(松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

3 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和43年松戸市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に、「いう」を「総称

する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「おいて、」を「おいて」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし」を加え、「、1日につき8時間」を「、1日につき7時間45分」に改め、同条第3項中「1日以上（」の次に「育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い4週間ごとの期間につき8日以上、」を加え、「、4週間」を「4週間」に改める。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合には、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該育児短時間勤務職員等に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは前2条の規定により勤務することを要しないとされる日に勤務することを命ずることができる。

第9条第2項中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。
(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第10項中「又は第4条」を削り、「以下「任期付職員」を「第20条の5第2項において「任期付フルタイム勤務職員」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和43年松戸市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第5条の2中「前条第9項」を「前条第10項」に、「松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和43年松戸市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項」を「勤務時間条例第2条第3項」に改める。

第5条の3中「任期付職員のうち任期付職員条例第4条の規定により採用された職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員」に、「いう」を「総称する」に、「第5条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「その者に適用される俸給表の任期付職員の項に掲げる」に、「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第12条第2項第2号中「定める額（」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第15条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第4項中「俸給」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額）」を加え、同条第5項中「受けるべき俸給」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額）」加える。

第20条の4第3項中「俸給」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第20条の5第2項中「及び任期付職員」を「、任期付フルタイム勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。